

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|--------------|---|---|
| No | 6 | 府 省 庁 名 経済産業省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | |
| 要望項目名 | 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金に係る指定寄付金制度の創設 | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>試験研究等を目的とする独立行政法人（試験研究等独法）への寄附を行う法人等を対象とした措置である。独立行政法人とは、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施する主体である。</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）では、同法における「研究開発法人」とは、独立行政法人であって、研究開発等、研究開発であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓蒙及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして同法別表に掲げるものとしている（32法人）。</p> <p>経済産業省所管の試験研究等独法は、（独）産業技術総合研究所、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構の3法人</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>試験研究等独法への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> | |
| 関係条文 | 〔 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号 〕 | |
| 要望理由 | <p>試験研究等独法について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。</p> <p>また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p> | |
| 減収見込額 | （初年度） 39 （ ） （平年度） 39 （ - ） （単位：百万円） | |
| 地方税以外の措置 | 既存 | <p>・ 国税 特定公益増進法人制度 独立行政法人は特定公益増進法人に該当する。</p> <p>・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</p> |
| | 22年度の望 | <p>・ 国税 試験研究等独法への寄附金促進税制の創設</p> <p>・ 融資、補助金その他 運営費交付金、補助金、委託費等の財政支出を受けている。</p> |
| 過去の要望経緯 | 平成 20 年度及び平成 21 年度の税制改正要望において、全ての独立行政法人への寄附金に関し、全額損金算入できる指定寄附金への指定による、抜本的な促進措置の導入（法人税・所得税）を要望したことを受けて、当該措置が認められた場合における法人住民税法人割及び法人事業税について、内閣官房 行政改革推進室から同様の効果の適用を要望した。 | |
| 本要望に対応する縮減案 | | |